**事業協同組合設立までの流れ**

　①　発起人（４人以上）による設立趣意、事業内容等の検討、書類作成等

（ＦＡＸ・電話・メール等での対応。必要に応じ繰り返します。）

　②　大阪府へ事業協同組合設立のための事前相談※事前相談なしの申請不可

　③　設立のためのヒアリング

　　（事業内容等が書類で一定確認できた段階で、発起人に大阪府咲洲庁舎にお越しいただき、設立趣意、経緯、事業内容等の聞き取りをします。）

　④　創立総会の開催公告

　　（創立総会の開催まで中２週間空ける必要があります。総会の開催は公告日の翌日から起算して、１５日目が最短となります。）

　　　　　　　　　*＜③’この間に大阪府職員が組合事務所の所在及び創立総会公告の掲示の有無など、現地状況の確認をします。＞*

　⑤　創立総会の開催

　　（総会開催後は速やかに設立認可申請書類を作成してください。）

　⑥　設立認可申請

　⑦　設立認可（認可書は大阪府咲洲庁舎内の担当課で手渡し又は郵送で送付します。）

　⑧　事務の引渡し（発起人から理事への事務引渡し、これ以降、理事の職務となります。）

　⑨　出資額の払い込み

　⑩　法務局へ設立の登記申請（登記が完了した時点で組合が設立となります。）

　⑪　税務署、大阪府税事務所等関係機関への届出等

※　組合の地区が大阪府内のみの場合は、概ね大阪府が所管（認可）行政庁となりますが、複数の府県にまたがる場合は、組合員資格として定められる事業者の業種により所管行政庁が複数になる場合があります。

　　組合員資格については、日本標準産業分類の小分類又は細分類で判断しますので、ご相談ください。